

業務説明資料

1 件名

令和7年度新たな教育センター整備事業設備アドバイザー委託

2 履行場所

横浜市教育委員会事務局 ほか

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務の目的

新たな教育センターについては、令和2年3月に策定した基本構想及び令和3年12月の基本構想の一部見直しをもとに整備事業者の募集を行い、令和4年9月に事業者の選定、11月に選定した事業者と基本協定を締結しました。

令和7年度は、令和6年度で進めた諸室配置・基本仕様に係る基本設計協議で整備事業者から示される資料に基づき、本市が要望する諸室設備の具体的な仕様・配置を検討し、その結果を実施設計協議に確実に反映させることを目的として、専門的知見に基づき必要なアドバイスや事務支援を民間事業者に委託するものです。

5 業務内容

(1)教育センター諸室プログラミング業務

「新たな教育センター」を実現するため、どのような機能を配した諸室をどう配備していくのかを関係する各課室にヒアリングを行い整理する。

ア 事例研究・意見交換

各諸室の職員および事務局と意見交換を行い、求める最新の事例や動向を整理し提示する。

イ ワーキンググループとのヒアリング・打ち合わせ

アでまとめた最新の事例や技術動向を踏まえ、各諸室の担当者に対して、適切なアドバイスを行い、諸室の必要な条件・内容等をヒアリング等により明らかにする。

(2)教育センター諸室基本レイアウト作成業務

前項で整理した各諸室内のレイアウト、運用計画を作成する。

ア 諸室プログラミングを踏まえて、新たな教育センターの各諸室のモデルプランを作成する。

イ 各諸室の ICT 機器について、素案を作成する。

ウ 各諸室の運用計画について、素案を作成する。

特に、以下の点に留意すること。

(ア) 本教育センターは横浜教育DXの中心として市内約26万人の児童生徒の膨大なデータを活用し、企業・大学・学生等と共創による研究と実践、教員のスキルアップ、働き方改革、教育相談を推進する教育イノベーションの拠点となること。

(イ) 客観的な根拠に基づく教育政策の推進(EBPM)や、大規模なビッグデータの解析などの取り組みが行なえる施設となる運用計画であること。

エ 採用するモデルプランの選定に必要なレイアウト図、イメージパース等検討資料の作成、施設整備費等の参考見積作成のための意見聴取、専門的知見に基づく助言及びその他選定に際して必要な支援を行う。

6 検討建物概要

委託検討対象面積	主な検討導入機能
約 5, 500 m ²	社会教育拠点機能、執務室機能、研究・研修機能、教育相談機能、業務改善支援センター（ハマ・アップ）機能、会議室機能など

7 業務スケジュール

- (1) 令和7年6月を目途に、諸室プログラミング業務を完了する。
- (2) 令和7年12月を目途に、諸室基本レイアウト・運用計画等の作成を完了する。
- (3) 令和8年3月を目途に、成果品として資料を取りまとめる。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 形式や書式、提出方法等については、納品前に協議の上、決定する。
- (2) 成果物に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。
- (3) 令和7年度支援業務内容報告書（CD-R）1部
- (4) その他打合せ資料、図面及び議事録（CD-R）1部
- (5) その他業務で作成した資料、各種データ（CD-R）1部

9 その他

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と適宜打合せを行うこと。
- (2) 業務上必要となる各種条件については、委託者から指示することとする。
- (3) 受託者は、本業務を通して知り得た情報を、業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく第三者へ漏らしてはならない。
- (4) 市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて市の個人情報であり、市の許可なく複写及び複製、並びに第三者へ提供してはならない。
- (5) 受託者は、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (6) 成果品の著作権は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は横浜市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。

10 参考

(新たな教育センター整備事業スケジュール)

令和7年度 実施設計

令和8年度～令和10年度 工事

令和11年4月 開業